○事件議決案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 府立学校の職員の給与の過誤払金返還請求に関する訴えの提起の件 | 府立学校の職員の給与の過誤払いについて、債務者を相手方として、過誤払金の返還を求める訴えを提起するため、議決を求めるもの。 |
| ２ | 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設） | 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館  指定期間　 令和５年４月１日から  令和８年３月３１日まで  指定する団体　 ＡＫＮ共同事業体 |
| ３ | 大阪府教育振興基本計画を定める件 | 大阪府教育行政基本条例（平成２４年大阪府条例第８８号）第３条に規定する大阪府教育振興基本計画を定めることについて、同条例第４条第２項の規定により議決を求めるもの。 |

○条例案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和５年３月３１日から令和６年３月３１日に延長する。  　　　　　　施行日：令和５年４月１日 |
| ２ | 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和５年３月３１日から令和６年３月３１日に延長する。  　　　　　　施行日：令和５年４月１日 |
| ３ | 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）等の改正に伴い、所要の改正を行う。  〔主な改正内容〕  ・園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合に、園児等の乗降の際の所在確認と安全装置の装備を義務付ける規定を追加する。  ・児童福祉施設等において、安全計画を策定すること等を義務付ける規定等を追加する。  ・懲戒に係る権限の濫用の禁止についての規定を削除する。  施行日：令和５年４月１日ほか  〔関係条例〕  ・大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  ・大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  ・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例  ・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| ４ | 大阪府立学校条例一部改正の件 | １　府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。  ・高等学校　　〔改正前〕　　９，６９９人  　　　　　　　　　　〔改正後〕　　９，３５５人  ・特別支援学校　　〔改正前〕　　５，５１３人  　　　　　　　　　　〔改正後〕　　５，４３０人  　　　　　　施行日：令和５年４月１日  ２　大阪府立南高等学校、大阪府立西高等学校、大阪府立扇町総合高等学校、大阪府立都島第二工業高等学校、大阪府立第二工芸高等学校、大阪府立平野高等学校、大阪府立かわち野高等学校及び大阪府立美原高等学校を廃止する。  　　　　　　施行日：規則で定める日 |
| ５ | 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件 | 大阪府立臨海スポーツセンターにおける照明設備等の利用に係る料金を新たに設定する。  ・照明設備　１時間　２，６００円　等  　　　　施行日：令和５年４月１日 |
| ６ | 大阪府立少年自然の家条例一部改正の件 | 水源を専用水道から貝塚市が供給する水道に切り替えたことに伴い、大阪府立少年自然の家の利用料金の上限額を改正する。  ・宿泊（宿泊棟）  　　　〔改正前〕　５４０円  　　　〔改正後〕　５９０円　等  　　　　施行日：令和５年４月１日 |
| ７ | 府費負担教職員定数条例一部改正の件 | 市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。  ・小学校　〔改正前〕　１７，８０７人  　　　　　　　　　〔改正後〕　１８，１３８人  ・中学校　〔改正前〕　１０，２６７人  　　　　　　　　　〔改正後〕　１０，１５５人  　　　　施行日：令和５年４月１日 |
| ８ | 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例及び大阪府立博物館条例一部改正の件 | 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館の指定管理者の指定又は指定管理者が行う業務の実施状況の評価を行うときに意見を聴く附属機関を、大阪府立博物館等指定管理者選定委員会又は大阪府立博物館等指定管理者評価委員会とする。  施行日：令和５年４月１日 |